

ー都税についてのお知らせー

8月は個人事業税第1期分の納期です

8月1日（金）にお送りした納付書により、9月1日（月）までにお納めください。

<ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替 Web 申込で、都税の納め忘れなし！！

口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、8月10日（日）までにお申込みいただくと、個人事業税第1期分からの口座振替が可能です。



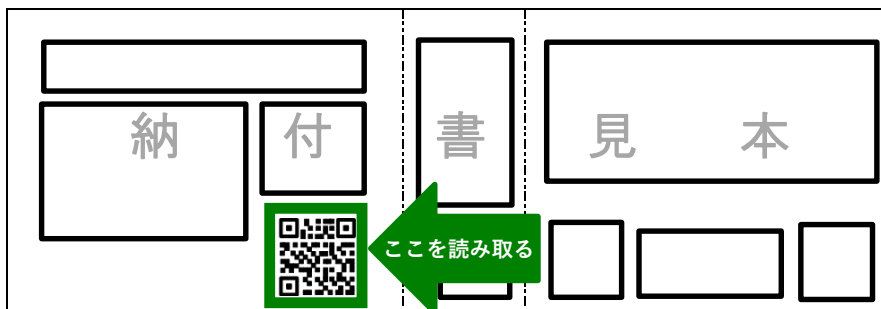
おうちで今、納付できます！！

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード インターネットバンキング

地方税お支払サイトのeL-QR 読取画面から納付書のeL-QRを読み取り、支払手続をすると納付ができます。



ペイジーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

- <課税について> 所管都税事務所の個人事業税班又は支庁
- <納付について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法



（台東区）台東都税事務所 03（3841）1271

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和7年8月22日(金)13時 ～ 令和7年9月9日(火)23時	
入札期間	令和7年9月16日(火)13時 ～ 令和7年9月18日(木)23時	令和7年9月16日(火)13時 ～ 令和7年9月24日(水)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班 (03-5388-3027)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/mail_magazine/

主税局 メールマガ

検索

災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

減免する場合

崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

減免の対象となる都税

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など
※原則として、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。
（不動産取得税を除く。）

減免を受けるための手続

減免を受けるためには、原則として、納期限（不動産取得税を除く。）までに、納税者ご本人からの申請が必要です。
被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「罹災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆ 詳しくは、所管の都税事務所までお問い合わせください。

（台東区）台東都税事務所 03（3841）1271

来所せずにお手続きができます！

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

申 告

- ✓ 電子申告
 - ・ eLTAX
 - ・ LoGo フォーム
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
 - ・ eLTAX
 - ・ LoGo フォーム
 - ✓ 郵送（所管事務所 宛）
- （一部の手續を除く。）

納 付

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ ペイジー
（インターネットバンキング・
モバイルバンキング・ATM）
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

証明書等の取得

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
申請方法は東京都主税局ホームページを
ご覧ください。

都税証明 電子申請

検索

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、

東京都主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP

ー都税についてのお知らせー

にせ都税メール・電話にご注意ください



都税事務所の職員を装って、個人情報をもとに不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

＜メールによる手口＞

【事例】

- ・「あなたは納期限を超過した未納の税金があります。速やかに納付してください。」などと記載したメールが送付されてくる。
- ・プリペイドカードの購入等の方法により納付するよう求めてくる。

＜電話による手口＞

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例 1】

- ・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例 2】

- ・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ＡＴＭに誘い出す。
- ・ＡＴＭコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ＡＴＭの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925

都税における納税証明は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。

なお、自動車税種別割に関する納税証明（下表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請してください。

ただし、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、**①領収証書の原本（領収印のあるもの）**
②申告書の控え※（受付印のあるもの）の両方を、都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

※②は、法人事業税、特別法人事業税、法人都民税等申告税目の場合に限りです。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

	証明の種類	申請先事務所	郵送申請先
1	納税証明（一般用） （自動車税種別割以外）	全都税事務所、都税支所、支庁	〒112-8787 東京都文京区春日 1-16-21 都税証明郵送受付センター
2	納税証明（一般用） （自動車税種別割）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	
3	滞納処分を受けたこと ないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
4	酒類製造販売の免許申請 のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
5	自動車税種別割納税証明 （継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	

【お問合せ先】 各都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）・都税支所・支庁
（台東区）台東都税事務所 03（3841）1271